

平成24年秋季宇部・山陽小野田消防組合火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（平成24年度全国統一防火標語）

『消すまでは 出ない行かない 離れない』

3 実施期間

平成24年11月9日（金）から11月15日（木）までの7日間

4 推進実施事項

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知
- イ 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知
- ウ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器及び防災品等の普及促進
- エ たばこ火災に係る注意喚起広報の強化（「たばこ火災防止キャンペーン」の実施）
- オ 自治会等と連携した広報及び具体的な対策事例等の情報提供
- カ 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策の推進

(2) 放火火災予防対策の推進

- ア 物品販売店舗等における放火火災防止対策の徹底
- イ 自治会及び自主防災組織等への「放火されない環境づくり」の呼びかけの実施
- ウ 放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
- エ 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底
- オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- キ 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底
- ク 高齢者や障がい者が入居する小規模社会福祉施設における防火安全対策の徹底
- ケ 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底

(4) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

ア 火災予防広報の実施

イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行

ウ 火気取扱いにおける注意の徹底

(6) 地域における防火安全対策の充実

自主防災組織の指導、育成

(7) 消火器の適切な維持管理の推進

ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知徹底

イ 老朽化消火器等の回収の促進

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。